



HPはこちら

## 新しい乗務員勤務制度を 現場実態に即して充実化させよう

### 「乗務員勤務制度の見直しに関する緊急申し入れ」を経営側に提出

私たち東日本ユニオンは「乗務員勤務制度の見直し」及び「賃金制度の改正」に関して、経営側と数回にわたり団体交渉を重ね、9月1日に妥結しました。

2019年3月16日に予定されているダイヤ改正からの実施を控えた今日、新制度での運用をめぐり、より多様な働き方や効率性を求める意見が中央本部に寄せられています。特に育児・介護勤務 A 適用社員をはじめ、これから育児・介護勤務 A の申請を考えている組合員や社員からは、より柔軟な対応を求める意見が寄せられています。

東日本ユニオンは今制度改正を妥結した責任において、現場第一線で働く組合員と社員の視点から経営側が考える目的をさらに充実させていくために、12月28日、申第13号「乗務員勤務制度の見直しに関する緊急申し入れ」を経営側に提出しました。



#### 【育児・介護勤務 A 適用社員について】

1. 「欠在」を可能とする短時間行路の「その他時間」は乗務終了後に付加するという回答であったが、各現場実態にあわせて乗務開始前にも適用可能とすること。
2. 二暦日に渡る泊まり行路を乗務する場合、11時間に満たない行路も乗務可能とし、不足時間に「その他時間」を付加し、非番を付与すること。

#### 【短時間行路について】

1. 短時間行路作成において発生する行先地（自区以外）の「その他時間」は、その都度業務指示を行なうのではなく「待機」とすること。
2. 拘束時間＝労働時間とし、6時間を超える短時間行路は作成しないこと。
3. 育児・介護勤務 A 適用者以外が勤務指定において乗務する場合は、実乗務開始前後の「その他時間」を付加せず、短時間行路の休日労働と同等の労働時間整理とすること。

#### 【制度運用について】

1. 「乗務員勤務制度の見直し」及び「賃金制度の改正」に関する説明会を、2019年1月末までに関係職場の全社員に対し実施すること。

**東日本ユニオンに結集し、ともに声をあげよう！**